

## 「ガーデンシティ函館」検討懇話会設置要綱

### (設置)

第1条 歴史と景観に配慮した、デザイン性の高い緑あふれる美しい街並みをつくる「ガーデンシティ函館」の実現について検討するため、「ガーデンシティ函館」検討懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

### (組織)

第2条 懇話会は、委員10人以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 各種関係団体の推薦する者

(3) その他市長が必要と認める者

3 懇話会にオブザーバーを置き、必要に応じて意見、助言等を求めることができる。

### (任期)

第3条 委員の任期は、市長が委嘱した日から平成29年3月31日までとする。

### (座長)

第4条 懇話会に座長を置く。

2 座長は、委員の互選により定める。

3 座長は、会務を総理し、懇話会を代表する。

4 座長に事故等があるときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代行する。

### (会議)

第5条 懇話会の会議は、座長が招集する。

2 座長は、懇話会の会議の議長となる。

3 座長は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

4 第1項の規定にかかわらず、市長は、必要に応じ、委員を招集し会

議を開くことができる。

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は、企画部において処理する。

(謝礼)

第7条 委員が懇話会に出席したときは、予算の範囲内で謝礼を支給する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が懇話会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月7日から施行する。